

静岡県告示第639号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条例第14条第2項の規定に基づき告示する。

平成29年8月29日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
1-（5-フルオロベンチル）-N-フェニル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類（通称名LTI-701）	平成29年8月30日
2-（2-フルオロフェニル）-2-（メチルアミノ）シクロヘキサン-1-オン及びその塩類（通称名2-Fluorodeschloroketamine、2-FDCK）	平成29年8月30日
3-エチル-2-（3-フルオロフェニル）モルフォリン及びその塩類（通称名3F-Phenetrazine、3-FPE）	平成29年8月30日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。